



2R（リデュース・リユース）の強化等に取り組みます。

現況

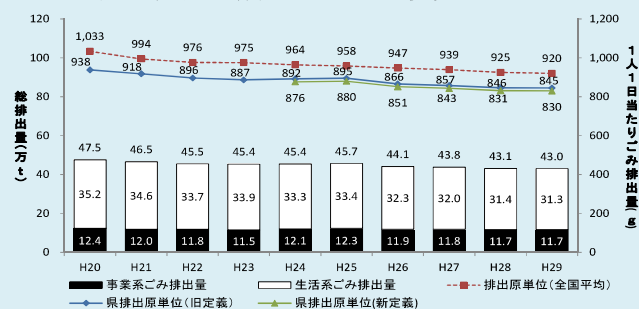
本県では、「循環型社会」（廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用の取組により、新たに採取する資源を少なくした、環境負荷の少ない社会）を構築するため、廃棄物の発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）に重点を置いたうえで、再生利用（リサイクル）とともに3Rの推進に取り組んできました。

一般廃棄物（※）については、容器包装廃棄物の削減やグリーン購入をはじめとする取組および家庭や事業所に対する普及啓発の取組等により、排出量は概ね減少傾向にあります。（図 7-1）

次に、平成 20 年度以降総資源化量は減少傾向にあり、再生利用率は、平成 26 年度に上昇した後、平成 27 年度から再び低下しました。（図 7-2）。近年、総資源化量の減少がみられた背景には、容器の軽量化や集団回収量の減少、小売店等での店頭回収（資源回収の取組）の拡大によって行政回収量に計上されない資源物が増加したことなどの影響があると推測されます。

一般廃棄物焼却施設については、稼働年数が長期にわたる施設や間欠運転炉、余熱未利用施設が多い状況にあり、本県の余熱利用率は 76%と全国平均値の 94%を下回っています。

また、最終処分量は約 4.4 万 t（平成 29 年度）となり、概ね減少傾向にあります。



※住民基本台帳法の改正により外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったことから、平成 24 年度より新定義による数値も併記。（旧定義：総人口に外国人人口を含まない。新定義：総人口に外国人人口を含む。）

図 7-1 一般廃棄物の排出量等の推移

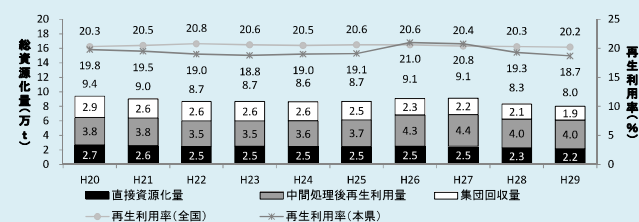


図 7-2 一般廃棄物の再生利用率等の推移

産業廃棄物（※）の排出量は、景気動向に左右される面がありますが、近年概ね横ばいとなっています（図 7-3）。

再生利用量については、近年概ね横ばいとなっていますが、再生利用率については、平成 26 年度以降やや減少しています（図 7-4）。

これは、水道業（上水道業、下水道業等）から排出される再生利用することが困難な汚泥の増加が影響していると考えられます。

また、最終処分量は、平成 29 年度が約 9.6 万 t となっており、総排出量の増加に伴い、平成 28 年度より 0.6 万 t 増加しました。

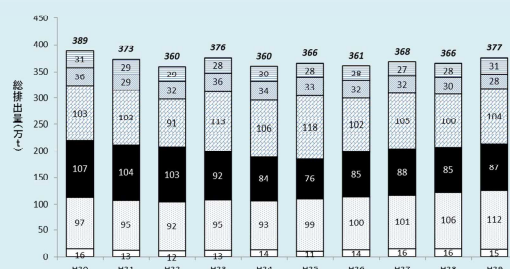


図 7-3 産業廃棄物の排出量等の推移

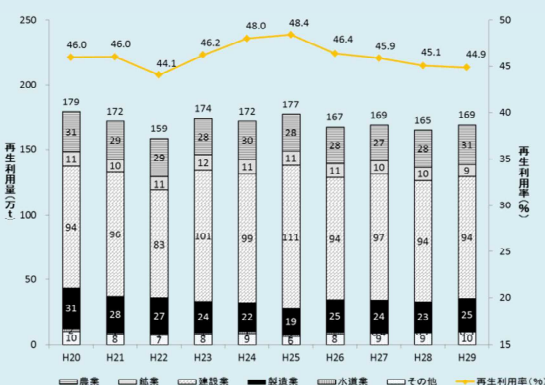


図 7-4 産業廃棄物の再生利用量等の推移

※一般廃棄物と産業廃棄物：廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや尿などの「一般廃棄物」と、工場などの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。一般廃棄物については市町の責任、産業廃棄物については事業者の責任で適正に処理することとなっており、各々の状況にあった取組を展開しています。

課題および今後の取組

廃棄物の減量や再生利用は着実に進んでいます。より一層の減量と温室効果ガス削減も含めた環境負荷の低減に向けて、まずは廃棄物の発生を抑制する2R（リデュース・リユース）を推進することが重要です。あわせて、発生した廃棄物を資源として循環させるリサイクルを進めるとともに、環境負荷や生活環境への影響等を最小化するため適正処理を引き続き徹底する必要があります。

そのため、2Rの取組の強化を図るとともに、引き続きリサイクルの取組を促進します。また、廃棄物の適正処理の推進や災害廃棄物の処理体制の強化等に取り組みます。

■ 2R（リデュース・リユース）の取組の強化

ごみは主に私たちの日常生活から発生するため、家庭や事業所等での様々な場面で削減を進める必要があります。

容器包装もその一つであり、用途上、利用後は廃棄されやすいため、その使用自体を抑制することが重要です。レジ袋については、これまで小売店の協力のもとマイバッグ持参運動やレジ袋の無料配布中止の取組等を実施し、消費者の環境配慮意識の醸成やライフスタイルの転換を促すことで使用量の削減を進めてきました。今後はレジ袋削減を食品関連売場以外に広めるほか、レジ袋以外の容器包装廃棄物の削減、さらにはマイボトルの利用やリユースショップ・修理店などの情報提供をはじめとするリユースの取組推進を図ります。

また、家庭や事業所から生じる食べ残しや売れ残りなどの食品ロスの発生量は、国全体で約 643 万 t（平成 28 年度）と推計されています。食べられる食品の廃棄は、もったいないことであるとともに、環境負荷（CO₂ 発生等）にもつながり、大きな課題となっていることから、「第四次滋賀県廃棄物処理計画」において食品ロス対策を施策に位置付けています。

平成 29 年（2017 年）8 月には、食品ロス削減を県民運動として展開するため、事業者・団体・行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」を設置し、関係者の連携による「三方よし!!」でフードエコ・プロジェクトを開始しました。

今後、食品ロス量の把握や食品廃棄を抑制する取組の促進、食品の買い過ぎや可食部分の過剰除去、飲食店等での食べ残しなどの食品ロス削減に向けた普及啓発を行います。また、廃棄される食品の削減に向けた情報提供を通して事業者から排出される食品ロスの削減を推進します。さらに、食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設および食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として、店舗情報や取組内容などを県ホームページや「三方よしフードエコ推奨店検索サイト」上で紹介します。

なお、こうした食品ロス削減運動の展開に当たり、県職員の率先行動にも引き続き取り組みます。

産業廃棄物においては、事業者等による自主的な取組をさらに促進することが重要であることから、発生抑制等にかかる研究開発および施設整備の促進や、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画策定に係る指導、排出事業者に対する普及啓発などに引き続き取り組みます。

■ リサイクルの取組の推進

一般廃棄物については、焼却される廃棄物に紙類が一定程度含まれている状況から、再生利用可能な紙ごみ等の分別・回収の徹底が必要です。そのため、自治会等が行う集団回収に加えて、小売店等での店頭回収など、多様な回収ルート確保や周知に取り組みます。

また、容器包装や家電、食品等において、国や業界団体による各種リサイクル法や回収体制の整備が進んだことから、引き続きこれら回収ルートを通

知していきます。中でも、近年施行された小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の回収・処理については、県内の全市町が取り組んでいますが、さらなる普及・定着化に向けた取組を進めます。

一方、産業廃棄物については、再生利用量、再生利用率ともに平成 26 年度以降低下傾向にあります。さらなるリサイクルの推進に向けて、事業者への啓発や資源化に係る研究開発・施設整備の促進等に取り組めます。あわせて、再生資源の循環利用が促進されるよう、滋賀県リサイクル認定製品の利用拡大等を図り、事業者におけるリサイクルを促進します。

■ 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の処理にあたっては、環境負荷や生活環境への影響を最小化するよう、適正に処理を行う必要があります。

そのため、廃棄物処理施設等の監視指導を引き続き徹底するほか、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及など適正な処理が推進される環境づくりを進めます。また、アスベストや PCB、感染性廃棄物といった人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある廃棄物については、処理において特に配慮が必要であるため、適正処理を徹底します。特に PCB 廃棄物については、定められた期限内の処理完了を推進するため、掘り起こし調査等を実施します。

県内の不法投棄発生件数については減少傾向にあるものの、未だ後を絶たないことから、引き続き関係機関と連携して監視指導の徹底を図ることで不適正処理事案のうち新規発生件数の年度内解決率 85%以上を維持するなど、不法投棄を許さない環境づくりに取り組みます（図 7-5）。

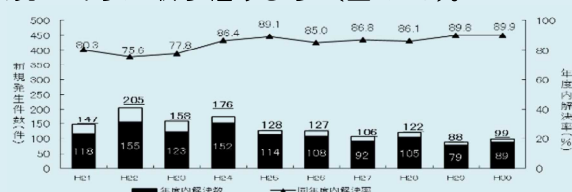


図 7-5 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率

一方、本県では、一般廃棄物の最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センター等に、産業廃棄物の最終処分に関しては県内唯一の産業廃棄物管理型処分場であるクリーンセンター滋賀等にそれぞれ搬入しており、引き続き適正な処理と最終処分量の抑制に取り組めます。あわせて、市町等が設置する一般廃棄物処理施設においては、地球温暖化防止の観点から省エネルギーや創エネルギーに配慮した施設整備等を支援します。

また、災害発生時には、通常の廃棄物の収集・処分が困難となるほか、大量に残された廃棄物が復旧・復興の妨げになるといった事態も想定されるため、平成 30 年（2018 年）3 月に策定した滋賀県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物対策について平常時から必要な体制の整備に努めます。

3R（発生抑制、再使用、再生利用）等の推進

●循環型社会形成のための法律等<循環社会推進課>

平成 13 年（2001 年）に施行された循環型社会形成推進基本法により、形成すべき「循環型社会」の姿が示され、その後、循環型社会形成推進基本計画の策定や、容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法が順次整備されています。平成 25 年（2013 年）4 月には、小型家電リサイクル法が施行され、小型電子機器等のリサイクル促進の法的枠組みが整えられました。令和元年（2019 年）10 月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が公布・施行され、基本方針の策定など食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項が定められました。

●滋賀県廃棄物処理計画<循環社会推進課>

■滋賀県廃棄物処理計画の目標の達成状況

「第三次滋賀県廃棄物処理計画」（平成 23 年度～平成 27 年度）の目標の達成状況や廃棄物処理の現状、課題、将来予測等を踏まえて、平成 32 年度までの目標や施策の方向性を定めた「第四次滋賀県廃棄物処理計画」を平成 28 年（2016 年）7 月に策定しました。

この計画に基づき、より一層のごみ減量と温室効果ガス削減も含めた環境負荷の低減に向けた 2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルを推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進しています。

◆一般廃棄物関係

一般廃棄物		H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標値 H32	目標 達成 状況
ごみ総排出量	万t	45.7	44.1	43.8	43.1	43.0	-	参考指標 42.5	
1人1日当たり ごみ排出量(旧定義)	g	895	866	857	846	845	-		
1人1日当たり ごみ排出量(新定義)	g	880	851	843	831	830	-	820	未達成
総資源化量	万t	8.7	9.1	9.1	8.3	8.0	-	参考指標	
再生利用率	%	19.1	21.0	20.8	19.3	18.7	-	参考指標 22.4	
最終処分量	万t	5.0	4.8	4.7	4.4	4.4	-	参考指標 4.3	
1人1日当たり 最終処分量(旧定義)	g	98	94	92	86	87	-		
1人1日当たり 最終処分量(新定義)	g	96	92	90	84	85	-	82	未達成
マイバッグ持参率 (レジ袋持参率)	%	89.2	89.7	89.9	89.5	89.6	89.4	80以上 (計画期間中)	達成
定点観測による 散在性ごみ個数	個	11	13	10	12	11	10	11.3以下 (計画期間中)	達成

◆産業廃棄物等関係

産業廃棄物等		H26	H27	H28	H29	H30	目標値 H32	目標 達成 状況
総排出量	万t	361	368	366	377	-	参考指標 365	
発生量	万t	201	204	195	202	-	参考指標 203	
再生利用量	万t	167	169	165	169	-	参考指標 177	
再生利用率	%	46	46	45	45	-	参考指標 49	
最終処分量	万t	8.6	8.8	9.0	9.6	-	7.4	未達成
有効利用率	%	90	90	89	90	-	参考指標 91	
廃棄物処理施設や産 廃処分業者への立入検 査実施率	%	100	100	100	100	100	100 (計画期間中)	達成
電子マニフェスト利用率	%	39.6	43.5	44.9	51.3	-	50以上 (計画期間中)	達成
産業廃棄物の 不法投棄に係る解決率	%	85.0	86.8	86.1	89.8	89.9	85以上 (計画期間中)	達成

廃棄物の減量化では、食品ロス削減やリユース（物を廃棄せずに再使用）のさらなる推進等に取り組みます。

再生利用では紙ごみの分別徹底やグリーン購入

普及、各種リサイクル制度の普及啓発、店頭回収の利用促進、リサイクル認定製品の利用促進等に取り組みます。

また、廃棄物の適正処理では、県民の生活環境保全のため引き続き廃棄物処理体制の確保や監視指導等の徹底に取り組むほか、災害時に大量発生する廃棄物の処理を迅速かつ円滑に行うため、災害廃棄物処理体制の充実強化に取り組みます。

●リサイクル製品認定制度（ビワクルエコシ
ップ）<循環社会推進課>

各種リサイクル法が施行され、企業ではゼロ・エミッションの取組が行われていますが、一方で再生資源の利用が難しいなどの課題もあります。この制度は、循環資源（廃棄物や製造過程で発生する副産物）から作られるリサイクル製品を県が認定することにより、事業者や県民の利用を促進するとともに、県自らが公共事業などを通じて率先利用に努めるものです。平成 31 年（2019 年）3 月末現在でコンクリート二次製品、改良土、堆肥などの 208 製品を認定しています。

この制度の運用により、グリーン購入の推進や優れた技術を持つ優良企業の育成、県内産業の育成・振興が期待されます。



●家畜排せつ物の現状と対策<畜産課>

県内で 1 年間に発生する家畜排せつ物の量は、平成 30 年度畜産経営環境保全等実態調査によると、約 257 千 t と推定されています。これらの排せつ物は良質な有機質資源であり、ほぼ全量が農用地の土づくりに利用され、農作物の生産に活用されています。

本県では平成 28 年（2016 年）3 月に「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」を策定し、良質な堆肥化処理と併せて地域環境に配慮した有機質資源の循環が進むよう耕畜連携の取組を推進しています。

●自動車リサイクルの推進<循環社会推進課>

平成 17 年（2005 年）1 月から施行された自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量化や再生資源などのリサイクルの徹底を図っています。

この法律では、自動車の所有者にリサイクル料金の負担を求めるとともに、自動車製造業者に使用済自動車に係るフロン類の回収や破碎後のシュレッダーダストの適正処理を義務づけています。

◆自動車リサイクル法に基づく登録・許可を受けた引取業者等件数

業種	県内登録・許可件数
引 取 業	382
フロン類回収業	116
解 体 業	41
破 碎 業	10

（平成 31 年（2019 年）3 月末）

●容器包装リサイクルの推進 <循環社会推進課>

家庭ごみの約 55%（容積比）が容器包装廃棄物と推計されています。

本県では、令和元年（2019 年）8 月に第 9 期滋賀県分別収集促進計画を策定しました。この計画は、県内市町の分別収集計画を取りまとめたもので、今後、無色ガラス製容器などの分別収集量が令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少する見込みとなっています。

◆市町の分別収集見込み量の年度別推移

（単位：t）

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
無色ガラス製容器	3632.4	3632.3	3628.4	3630.4	3627.8
茶色ガラス製容器	2459.4	2457.9	2456.6	2457.2	2455.6
その他ガラス製容器	1034.9	1035.0	1034.6	1034.9	1034.3
その他紙製容器包装	166.5	169.5	172.6	175.7	178.6
ペットボトル	3017.3	3017.8	3018.4	3020.7	3016.4
その他プラ製容器包装	6492.5	5581.8	5393.9	5393.8	5384.3
うち白色トレイ	66.6	66.9	67.0	67.2	66.6

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	1,458.5	1,460.9	1,463.4	1,464.5	1,466.4
アルミ製容器	938.5	940.0	939.6	939.7	940.9
段ボール	7,674.0	7,687.7	7,695.3	7,708.9	7,719.1
紙パック	163.3	163.6	164.1	165.4	165.9

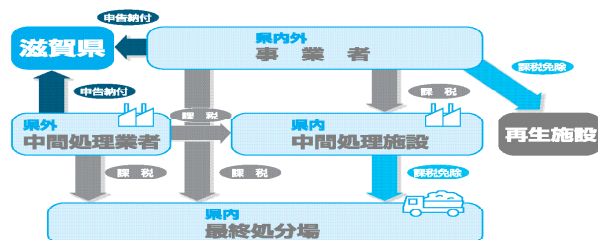
廃棄物の適正処理の確保

●滋賀県産業廃棄物税 <循環社会推進課>

平成 15 年（2003 年）3 月に、事業所からの産業廃棄物の資源化などを進めることを目的として、「滋賀県産業廃棄物税条例」を制定しました。納付された税を産業廃棄物の発生抑制や再生利用、適正処理などを図るための費用に充てることで循環型社会づくりへの取組を一層推進していきます。

産業廃棄物税は、県内の中間処理施設または最終処分場に産業廃棄物を 1 年間に 500t を超えて搬入した事業者が申告納付するもので、平成 30 年度の税収額は約 2,392 万円となっています。

◆産業廃棄物税の課税対象と申告納付

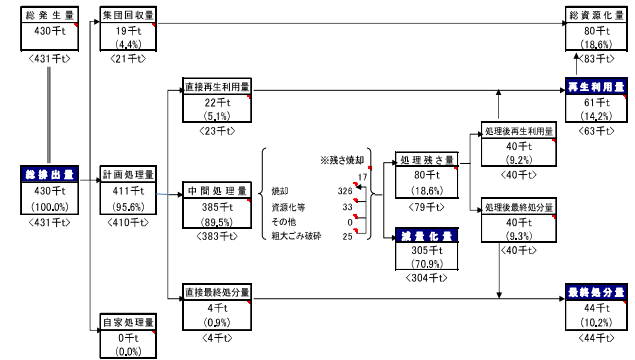


●一般廃棄物対策の推進 <循環社会推進課>

平成 29 年度のごみ総排出量は 43.0 万 t、1 人 1 日当たりごみ排出量は 830g（旧定義 845g）で、近年は、概ね減少傾向にあり（図 7-1）、総資源化量は 8.0 万 t（図 7-2）、最終処分量は 4.4 万 t となっています。

循環型社会形成のため、発生抑制（リデュース）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）を一層進める必要があります。

◆ごみ処理の状況（平成 29 年度）



※ 1 < >内の数値は平成 28 年度値

※ 2 中間処理量は一次処理のみの合計で残さ焼却量は含まない。

※ 3 計画処理量は平成 29 年度に収集された量、総処理量は平成 29 年度に施設で処理された量であり、両者は一致しない。

●災害廃棄物処理対策の推進 <循環社会推進課>

平成 30 年 3 月に策定した滋賀県災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物発生量や仮置場必要面積の推計などを行った上で、平常時・応急対応・復旧・復興の各段階における県として必要な体制や業務・手順を定めています。

また、計画に基づき、災害廃棄物処理に係る訓練の実施などにより、体制の強化に努めています。

●産業廃棄物対策の推進 <循環社会推進課>

平成 29 年度における産業廃棄物の総排出量は 377 万 t となり、前年度とほぼ変化がありません。排出量は水道業（上水道業、下水道業等）が最も多く、次いで建設業、製造業となっています（図 7-3）。産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成 21 年（2009 年）4 月に「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を施行し、要綱に基づき、産業廃棄物処理業の許可審査や処分業者などへの立入検査、行政指導、行政処分などを行っています。

また、最終処分場などの処理施設の新たな整備が困難なことから、産業廃棄物の発生抑制や再生利用を進めるとともに処理施設の確保に努めることも必要です。

◆産業廃棄物焼却施設および最終処分場数

（平成 31 年（2019 年）3 月末）

	自社	処理業	計
焼却施設	3（3）	13（13）	16（16）
管理型最終処分場	1（0）	2（1）	3（1）
安定型最終処分場	2（1）	10（6）	12（7）

（ ）内は、稼働中の施設数

●PCB 廃棄物の期限内処理の推進 <循環社会推進課>

有害物質である PCB を含む廃棄物等は、法律で保管のための届出と期限内処理が義務付けられています。

本県では、未届の PCB 廃棄物保管等事業者の把握調査を行うとともに、全ての保管事業者が期限内処理を完了できるよう情報提供や指導を行っています。

●不法投棄対策の推進

<循環社会推進課>

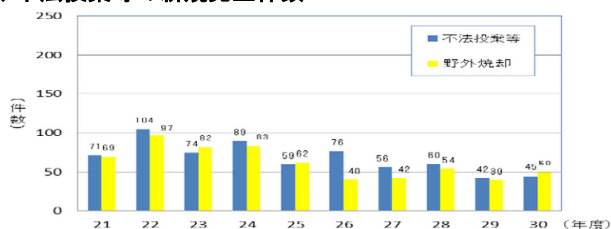
産業廃棄物の不法投棄などは後を絶たず、人目につかない場所・時間帯での不法投棄や埋立・造成工事への廃棄物の混入など、その手口は悪質・巧妙化しています。

こうした不法投棄などは、早期に発見して被害の拡大を防止し、行為者に対し迅速かつ厳正に対応して、早期解決を図る必要があります。

本県では、情報提供のための不法投棄 110 番の設置や、平日に加えて休日・早朝・夜間のパトロール、無人航空機を使った上空からの監視による早期発見に努め、市町や警察などと連携した早期対応を図っています。新たに発生した事案については、年度内解決率 85%以上を目標に取り組んでおり、平成 30 年度は、89.5%でした。

また、毎年 10 月を不法投棄防止強調月間と定め、各種啓発活動や産業廃棄物運搬車両の路上検査などを実施し、不法投棄を許さない地域づくりに取り組んでいます。

◆不法投棄等の新規発生件数



※平成 21 年度以降は中核市になった大津市の件数を含まない。

●クリーンセンター滋賀の運営

<循環社会推進課>

公益財団法人滋賀県環境事業公社が甲賀市に設置した公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」は、廃棄物の適正処理や産業基盤の確保などの観点から整備を行ったものであり、遮水工の四重化や破損検知システムの導入など高い安全性と信頼性を確保しています。

●旧 RD 最終処分場問題対策の推進

<最終処分場特別対策室>

(株)アール・ディエン지니어リング(平成 18 年度に破産)が栗東市小野に設置した産業廃棄物最終処分場跡地において、産業廃棄物の不適正処理に起因して周辺地下水の汚染その他の生活環境保全上の支障等が生じている問題について、必要な調査を行うとともに、行政代執行により対策工事を進めるなど、解決に向けた取組を行っています。

現在は、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく国の財政支援を受けて、平成 25 年度から令和 2 年度までの計画により、本格的な対策工事となる二次対策工事をしています。

令和元年度は、引き続き周辺自治会と情報共有、意見交換を図りながら、二次対策工事の計画に従って、図に示した主に D 工区および E 工区の掘削および地下水汚染拡散防止対策(底面遮水工等)や、各区画の有害物掘削除去を着実に実施します。

また、浸透水の周辺地下水への影響を把握するた

め、モニタリング調査を実施しています。結果については、報道発表やホームページ掲載により、周辺住民をはじめ県民の皆様へお知らせしていきます。

◆令和元年度二次対策工事施工箇所



環境美化の推進

<循環社会推進課>

●散在性ごみ対策の推進

散在性ごみとは、ポイ捨てなどにより散在している空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻などのごみのことです。

散在性ごみの多くが、道路上に散乱するだけでなく、河川を通じて琵琶湖に流れ込み、湖辺のごみとなって景観を損なうなど、琵琶湖にも少なからず影響を及ぼしています。

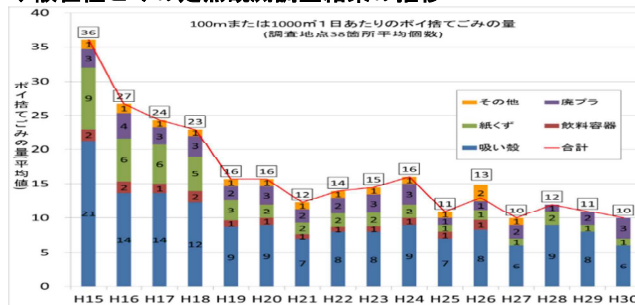
このため、平成 4 年(1992 年)に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)」を制定し、環境美化監視員による監視・啓発などの活動に取り組んでいます。

また、「環境美化の日」(5 月 30 日、7 月 1 日、12 月 1 日)を中心に県民総参加による環境美化運動を展開しています。



平成 30 年度
ごみ減量化と環境美化に関するポスター(最優秀賞)
湧井 元気さん
(長浜市立湖北中学校 2 年)

◆散在性ごみの定点観測調査結果の推移



●淡海エコフォスター制度

<循環社会推進課>

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者などが継続的にボランティアで清掃する平成 12 年度から始まった制度です。平成 31 年(2019 年)4 月 1 日現在、372 団体が知事との、10 団体が市町長との合意に基づき活動を行っています。なお、この名称は、エコ(環境)とフォスター(育成する)を結びつけ、「淡海」を冠したものです。

